

千葉市毒物劇物監視指導要領

平成29年12月12日

千葉市毒物劇物監視員心得

第1 一般的事項

- 1 公務員としての自覚に立ち、常に公正に行動し、職務上の義務を遵守すること。
- 2 監視員として、関係法令・通知等に精通するとともに、医薬品等に関する知識を習得し、適正な監視の実施に努めること。
- 3 地域の交通事情、店舗の位置等をあらかじめ確認して、効率的かつ計画的な監視を図ること。
- 4 策定された監視目的・目標を実現するため、監視項目の把握を行うこと。
- 5 職務上知り得た事項については、守秘義務を遵守すること。

第2 立入検査時

- 1 必ず監視員証を携行し、請求があった場合は、提示すること。
- 2 必要のある場合を除き、通常の勤務時間内に実施すること。
- 3 立入検査に際しては、原則として責任者の立会のもとに実施すること。
- 4 立入検査の結果は、監視指導票等に記録し、以後の監視の参考とすること。

第3 監視態度

- 1 偏見にとらわれず、公平に対処すること。
- 2 常に良き指導者、助言者になるよう努めること。
- 3 監視指導時の立会者に対しては、人格を尊重し、言動に十分注意をすること。
併せて、監視指導はいたずらに営業に妨害又は損害を与えることのないよう迅速、かつ、丁寧を実施すること。
- 4 監視指導にあたっては、犯罪捜査のごとき印象を与えることなく、初期の目的が十分達せられるよう実施すること。
また、監視指導は、初期の目的が達成される範囲にとどめるよう注意すること。
- 5 法の規定・規範を超えた調査・質問は行わないこと。

千葉県毒物劇物監視指導要領

第1 目的

本要領は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）に基づく監督権限の行使に関する監視指導方針及び監視指導事項ならびに法違反者に対する措置等を定めるとともに、効果的且つ統一的な監視指導の実施を図ることを目的とする。

第2 監視計画の策定

1 監視計画の策定

監視指導にあたっては、監視指導の重点項目の設定や講習会の開催等を行うとともに、年間「監視指導計画」を策定する。

2 緊急時の対応

毒物劇物等に関わる事故等の発生、その他社会的必要性等により、緊急に監視指導を行う場合には、本要領にとらわれず実施する。

第3 広報啓発、行政指導、行政処分

1 広報啓発

(1) 講習会の開催

毒物劇物等による保健衛生上の危被害の発生を未然に防止するため、毒物劇物販売業者等に対し、講習会の開催等により、法と監視指導事項の周知徹底を図る。

(2) 自主点検の促進

ア 毒物劇物販売業者等に対しては、講習会、監視指導などを通じて、平素から、法の遵守、毒劇物の適正な取扱いについて定期的な点検を促し、毒物劇物等による保健衛生上の危被害の未然防止を図る。

イ この自主点検の結果を監視指導上有効に活用するものとする。

2 行政指導

行政指導は、一定の行政目的を実現するため実施するものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）を踏まえ、公正の確保と透明性を持って対応する。

(1) 指導

指導の内容は、主として法令違反に対応するもの、又は技術的助言の観点から行うものに大別される。

また、違反者に対して、違反事実を明確に確認させ、反省及び改善させることが必要である。

(2) 説諭

法令違反に対する措置において、その違反の態様、改善状況等を踏まえ、(3)以下の措置を行わなくても、改善や法令違反の再発が防止できると判断される場合には、説諭を持って措置することができる。

説諭は、違反者に対し、法令違反事項を確認させ、法令違反の再発を防止させる目的で行い、冷静で、節度ある態度で行い、原則として、違反者を呼び出して行う。

(3) 文書の徴収

法令違反の内容から指導又は説諭では不十分である場合は、文書を徴収することにより、改善等を確実なものとする。

ア 報告書

質問事項に対する答申という形で提出させるもので、事実確認、法令違反事項、経緯、改善方針等について、別紙様式 2 - (1) に基づき徴収する。

イ 誓約書

相手方に特定事項（行為）の作為、不作為を期待するものである。通常、徴収により事後確認義務が生ずることを目的として、別紙様式 2 - (4) に基づき徴収する。

ウ 始末書

法令違反について最終的な措置として行うものであることから、慎重に行う。原則として、事前に報告書を求め、事実確認、経緯、改善状況等を確認のうえ、相手方の反省の意を盛り込んだ始末書（別紙様式 2 - (5)）を徴収する。

なお、徴収にあたっては、本人を呼び出し、法令違反を繰り返す場合には、より厳しい措置をすること等を含め、説諭のうえ、始末書を徴収する。

3 行政処分

法令違反が認められる場合、行政庁は裁判を経ないで相手方に命令を発することができる。故意又は過失、悪質性、保健衛生上の危被害の発生等を考慮して行うものとする。保健所において、行政処分を行う場合は、健康企画課と協議するものとする。

(1) 報告徴収（法第 17 条第 2 項）

保健所長は、必要があると認められるときは、毒物劇物販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者から、報告書を徴収することができる。

(2) 改善命令（法第 19 条第 1 項）

保健所長は、必要に応じ、毒物劇物販売業者に対して、その設備について省令で定める基準に適合させるため、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(3) 毒物劇物取扱者変更命令（法第 19 条第 3 項）

保健所長は、毒物劇物販売業者に対し、必要に応じ、その毒物劇物取扱責任者の変更を命ずることができる。

(4) 業務停止命令又は登録・許可の取消し（法第 19 条第 4 項）

ア 保健所長は、毒物劇物販売業者及び特定毒物研究者に対し、必要に応じ、期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

イ 保健所は、上記アの場合において、登録の取消しが必要と判断される場合は、健康企画課へ報告するものとする。

ウ 市長は、毒物劇物販売業者及び特定毒物研究者に対して、必要に応じ、登録・許可を取り消すことができる。

エ これらの手続きは、「千葉県毒物及び劇物取締法第 19 条第 4 項の規定による登録の取消し及び業務停止処分取扱内規」によるものとする。

4 告発

毒物劇物監視員が、刑罰を持って遵守が強制される法令違反を発見した場合に生じる

義務（刑事訴訟法第239条第2項）であり、行政指導及び行政処分の範囲を極度に逸脱した違反者に適用する。

なお、保健所において告発が必要と思われる違反を発見した場合は、健康企画課に報告するものとする

5 収去（法第17条第2項）

収去とは、毒物劇物等を試験検査等に供するために、ある場所から強制的に取り去ることを内容とする行政処分である。収去にあたっては、法の趣旨を相手方によく説明し行う。

第4 監視指導の対象

1 物的対象

（1）毒物、劇物等

ア 毒物（法別表第1）

イ 劇物（法別表第2）

ウ 特定毒物（法別表第3）

エ 毒物又は劇物を含有する物の取扱（法第11条第1項）等

（2）設備、器具等

ア 貯蔵設備（法第5条、施行規則第4条の4第1項第2号）

イ 陳列場所（法第5条、施行規則第4条の4第1項第3号）

ウ 運搬用具（法第5条、施行規則第4条の4第1項第4号・運搬等についての技術上の基準（法第16条第1項）関係）

エ 毒物劇物の容器、被包（法第11条第4項、法第12条第1項、第2項）

（3）帳簿、記録等

ア 譲渡関係帳簿（法第14条第1項、第2項、法第15条第3項関係）

イ 危害防止規定、盗難防止規定等

2 人的対象

（1）営業者

毒物劇物販売業者（一般、農業用品目、特定品目）

（2）その他

ア 特定毒物研究者

イ 業務上取扱者（要届出、法第22条第1号）

ウ 業務上取扱者（非届出、法第22条第5号）

第5 監視指導

1 担当者

保健所毒物劇物監視員とする。ただし、登録・許可の取り消しに伴うものは、健康企画課及び保健所の毒物劇物監視員とする。

2 実施方法

（1）事前の準備（効果的な監視の実施）

ア 毒物劇物監視員は、年間の監視指導計画を基に、監視指導目的、目標を良く理解

するとともに、台帳により、対象施設の業態、名称、所在地、登録期限等を良く把握し、特定の業種に偏ることのないよう、公正かつ効果的な監視指導に努める。

イ 法令等を理解することに努め、業態別の監視指導項目や毒物劇物等の除害方法を把握し、効率的な監視指導に努める。

ウ 前回監視指導時の指摘事項及び改善状況を良く把握する。

エ 毒物劇物監視員証、薬事・毒物劇物等監視指導票（以下「指導票」という。）の携帯等、事前に準備をする。

オ 事故時、緊急時の連絡体制を常に把握する。

（２）業態別監視指導

別表 業態別監視指導要領〔毒物劇物〕に基づき行うものとする。

（３）監視指導の実施

ア 対象施設の業態、名称、所在地等を確認するとともに、原則として、指導票に基づき、監視指導を実施する。

イ 監視指導に際しては、対象施設の毒物劇物取扱責任者又は毒物劇物の管理を行っている者の立会いの下に行う。

ウ 特に、毒物劇物営業者及び要届出業務上取扱者に対する立入り時に、毒物劇物取扱責任者が不在であった場合には、危害防止規定に定められた不在時の管理体制を確認のうえ、後日改めて毒物劇物取扱責任者の立会いの下、監視指導を行う。

エ 指摘事項の有無に係わらず、指導票（別紙様式１－（１））に必要事項を記入し、立会い者の記名を求め、相手方に交付する。また、法違反については根拠を明確に記載する。なお、相手方には、当該指導票を６年間保管させる。

オ 指導票（別紙様式１－（２））は所属の復命に使用するとともに、指導票（別紙様式（１－（３）））は、登録、届出等台帳とあわせて保管し、６年間保存する。

（４）違反発見時の措置

第６ 「違反に対する措置」参照。

第６ 違反に対する措置

違反発見時の違反者に対する措置は、おおむね次のとおりとする。

１ 初回の違反の場合

違反が初回の場合は、指導又は説諭を行うとともに、違反者に違反の事実を確認させるとともに、軽微なものを除き、報告書を徴収する。

２ 再度の違反の場合

再度同一事項に違反した場合には、原則として、報告書を徴収した後、始末書を徴収する。

３ 行政処分、告発等の措置が必要な場合

上記区分に関わらず違反の性質（重大な違反、悪質な違反）、態様（健康被害の発生、事故を伴う違反等）等によって、直ちに行政処分、告発等の措置を取る必要がある場合には、健康企画課へ連絡する。

４ 違反者が管轄外の場合

違反者が管轄外の場合は、健康企画課へ連絡（別記様式３－（１））する。

第7 違反の態様に応じた対応

1 毒物劇物に係る流出等の事故（法第16条の2第1項）が発生した場合

（1）危機管理体制の把握

保健衛生上の危被害が発生した場合を想定し、常に健康危機管理体制（千葉市健康危機管理基本指針等）を把握しておくこと。

（2）他部局、機関との連携

毒物劇物等に係る流出等の事故による保健衛生上の危被害の未然防止や拡大を最小限に抑えるためには、警察署、消防機関等他の機関との連携が必要となるので、平素から連絡体制を整備しておくこと。

（3）毒物劇物情報の把握、提供

平素から、毒物劇物に係る除害方法や人体影響等情報の把握に努め、事故発生時の迅速な提供を行う。

（4）状況の早期把握

毒物劇物等に係る流出等の事故を探知した場合には、状況の早期把握に努めるとともに、健康被害や周辺への影響が予想される場合には、同時に健康企画課に速報するとともに、逐次定期的な連絡に努める。

なお、運搬途上の事故において、当該事業者が管轄外の場合には、健康企画課に連絡するものとする。

（5）監視指導

監視指導にあたっては、関係機関等と協力し、応急措置の方法を指導し、危被害の発生、拡大防止に努めることを優先する。なお、危害防止の措置終了後には、事故発生の原因、事故による影響、業態、法令違反の有無等を把握するとともに、適切な応急措置、除害措置がなされているかを確認する。また、保健所、警察署又は消防機関への届出の有無について確認する。

（6）再発防止

再発防止のため、「危害防止規定」の見直しや、改善を指導する。

（7）措置

当該事業者に対しては、報告書（別紙様式2-（1））とともに、必要に応じ改善計画書（別紙様式2-（2））を徴収するとともに、改善終了報告書（別紙様式2-（3））の提出を求める等し、改善結果を確認のうえ、始末書（別紙様式2-（5））を徴収する。

（8）報告

調査結果は、速やかに健康企画課に報告（別紙様式3-（2））する。

2 毒物劇物の盗難・紛失を探知した場合

（1）状況の把握

毒物劇物の盗難・紛失（法第16条の2第2項）を探知した場合には、状況の早期把握に努める。同時に、被害にあった毒物劇物の性状、盗難・紛失等数量等によっては、健康被害や周辺への影響が予想されることから、健康企画課に速報する。

（2）警察署との連携

警察署等と連携し、盗難・紛失にあった毒物劇物による保健衛生上の危害の発生防

止に努める。

(3) 監視指導

監視指導にあたっては、盗難・紛失の発生原因及び法令違反の有無を中心に調査を行い、盗難・紛失の再発を防止するため、盗難防止規定の見直し等の改善方策、応急措置を指導する。また、警察署への届出の有無について確認する。

(4) 措置

当該事業者に対しては、報告書（別紙様式2－（1））とともに、必要に応じ改善計画書（別紙様式2－（2））を徴収するとともに、改善終了報告書（別紙様式2－（3））を提出させるなどし、改善結果を確認のうえ、始末書を徴収する。

(5) 調査結果は、速やかに健康企画課に報告（別紙様式3－（2））する。

3 農薬による事故を探知した場合

(1) 状況の早期把握

農薬による事故を探知した場合には、状況の早期把握に努める。

また、健康被害や周辺への影響が予想される場合には、健康企画課に速報する。

(2) 監視指導

監視指導にあたっては、事故発生の原因及び法令違反の有無を中心に調査を行い、適切な応急措置がなされているかを確認する。必要に応じ、事故の再発防止のため、改善を指導する。

(3) 措置

当該事業者に対しては、必要に応じ、報告書（別紙様式2－（1））、改善計画書（別紙様式2－（2））、改善終了報告書（別紙様式2－（3））を徴収するなどし、改善結果を確認のうえ、始末書を徴収する。

(4) 報告

調査結果は、速やかに健康企画課に報告（別紙様式3－（2）を準用し、被害者の年齢・性別を追加する）する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月12日から施行する。

薬事・毒物劇物等監視指導票

監視年月日	
所 属	
監視員氏名	(印)

氏 名		名 称	
所在地	千葉市 区		
<input type="checkbox"/> 指摘事項はありません。			
<input type="checkbox"/> 下記事項について不備がありましたので改善して下さい。			

*監視指導の結果について、開設者等に必ず報告してください。

*本票は、管理簿等に貼付するなどして、6年間保管してください。

立会者氏名	
-------	--

薬事・毒物劇物等監視指導票

監視年月日	
所 属	
監視員氏名	

薬事

A	薬局		
B	薬局製剤製造		
C	薬局製剤製造販売		
D	店舗		
E	卸売		
F	部外販売		
G	化粧品販売		
H	医療機器	高度	
I		販売	管理
J		貸与	一般
K	医療機器	高度	
L		貸与	管理
M		貸与	一般

氏名		名称	
所在地	千葉市 区		
<input type="checkbox"/> 指摘事項はありません。			
<input type="checkbox"/> 下記事項について不備がありましたので改善して下さい。			

毒物劇物

V	販売	一般
W		農業
X		特定
Y	業務上取扱者	
Z	特定毒物研究者	

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
薬事	無許可無届薬品	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方せん医薬品の譲渡記	制限品目の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	薬局等の管理	(恒常的不在施設)	管理者の義務	開設者の義務	薬局等の名称使用制限	薬局等における掲示	休業止等の届出	販売方法の制限	その他	その他の指摘事項	薬剤師法		

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
毒物劇物	無登録販売業	登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所表示	譲渡交付手続	不良品	不正表示品	特定毒物不法所持	その他		

立会者氏名	
-------	--

監視年月日	
所 属	
監視員氏名	

薬事

A	薬局		
B	薬局製剤製造		
C	薬局製剤製造販売		
D	店舗		
E	卸売		
F	部外販売		
G	化粧品販売		
H	医療機器	高度	
I		販売	管理
J		一般	
K	貸与	高度	
L		管理	
M		一般	

氏 名		名 称	
所在地	千葉県 区		
<input type="checkbox"/> 指摘事項はありません。 <input type="checkbox"/> 下記事項について不備がありましたので改善して下さい。			

毒物劇物

V	販売	一般
W		農業
X		特定
Y	業務上取扱者	
Z	特定毒物研究者	

薬事	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			
	無許可無届薬品	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方せん医薬品の譲渡記	制限品目の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	薬局等の管理	(恒常的不在施設)	管理者の義務	開設者の義務	薬局等の名称使用制限	薬局等における掲示	休廃止等の届出	販売方法の制限	その他	その他の指摘事項	薬剤師法			

毒物劇物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	無登録販売業	登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所表示	譲渡交付手続	不良品	不正表示品	特定毒物不法所持	その他		

立会者氏名	
-------	--

* 監視指導票の使用方法

- 本票は、3枚複写式で、1枚目は立会者に交付する。
- 2枚目は所属の復命に使用する。
- 3枚目は台帳と併せ保管する。

様式2－(1)

平成 年 月 日

報 告 書

千葉県保健所長 様

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては法人名及び代表者名）

1. 違反を指摘された年月日及び場所
2. 違反行為のあった施設の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 毒物及び劇物取締法に基づく業態登録等状況、登録等年月日、番号
3. 違反と指摘された事項
4. 違反となった経緯、原因等
5. 違反に対する措置
6. 添付書類

様式2－(2)

平成 年 月 日

改善計画報告書

千葉県保健所長 様

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては法人名及び代表者名）

1. 改善を行う施設の名称等

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 毒物及び劇物取締法に基づく業態登録等状況、登録等年月日、番号

2. 改善箇所及び改善内容

3. 改善終了予定日

4. 添付書類

様式2－(3)

平成 年 月 日

改善終了報告書

千葉県保健所長 様

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては法人名及び代表者名）

1. 改善を行った施設の名称等

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 毒物及び劇物取締法に基づく業態登録等状況、登録等年月日、番号

2. 改善箇所及び改善結果

3. 改善終了日

4. 添付書類

様式2 - (4)

平成 年 月 日

誓 約 書

千葉県保健所長 様

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては法人名及び代表者名）

平成 年 月 日に千葉県保健所毒物劇物監視員から指摘を受けました下記不備事項について、平成 年 月 日までに改善し、以後は毒物及び劇物取締法を遵守することを誓約します。

なお、期日までに改善できない場合は、いかなる処分を受けても異存はありません。

記

1. 不備事項
2. 改善の方針
3. 改善終了予定年月日
4. 添付書類

様式2 - (5)

平成 年 月 日

始末書

千葉市保健所長 様

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては法人名及び代表者名）

平成 年 月 日に千葉市保健所毒物劇物監視員から指摘を受けました下記不備事項について、毒物及び劇物取締法第 条違反として深く反省しているところです。

つきましては、ここに始末書を提出するとともに、今後は毒物及び劇物取締法を遵守し、再度違反をおこした場合は、いかなる処分を受けても全く異存のないことをここに申しあげます。

記

1. 違反の内容及び違反の経緯
2. 講じた措置及びその後の対応等
3. 改善終了年月日

様式3－(1)

毒物及び劇物取締法違反発見報告

1. 違反者の住所、氏名、業態
2. 発見の方法
3. 違反事実及び適用条文
4. 違反の生じた理由
5. 都道府県の講じた措置
6. 情状及び意見
7. その他参考事項
8. 添付書類

様式3－(2)

毒物劇物等に係わる流出等の事故、盗難・紛失発生報告

1. 探知の方法
2. 発生日時
3. 発生場所
4. 流出等の事故、盗難・紛失発生者住所、氏名、業態
5. 流出等の事故、盗難・紛失に係わる毒物劇物等の名称並びにその成分及びその分量、性状
6. 流出等の事故、盗難・紛失の状況及び被害
7. 流出等の事故、盗難・紛失の原因及び違反の有無
 - (1) 流出等の事故、盗難・紛失の原因
 - (2) 違反の有無
8. 流出等の事故を発生させた（盗難にあった・紛失にあった）者の講じた措置
 - (1) 講じた措置
 - (2) 報告の有無
9. 都道府県及び他の官公署の講じた措置
 - (1) 都道府県の講じた措置
 - (2) 他の官公署の講じた措置
 - (3) 関係行政機関との連携の状況
10. その他参考事項
11. 添付書類

注 農薬の事故及び被害の発生の場合には被害者の年齢、性別を記入するものとする。

業態別監視指導要領〔毒物劇物〕（法：毒物及び劇物取締法、令：毒物及び劇物取締法施行令、規則：毒物及び劇物取締法施行規則）

監視項目	監視事項	解 説	備 考
<p>I 毒物劇物取扱責任者 （以下「取扱責任者」という。）</p>	<p>1. 取扱責任者は実際に管理を行っているか。</p> <p>2. 取扱責任者の資格は適正か。</p>	<p>営業者にあつては、店舗、製造所、営業所ごとに取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたらせなければならない。ただし、店舗が隣接している場合、2以上の業種をあわせて営む場合には特例がある。</p> <p>業務上取扱者（届出対象者）においても、毒物劇物取扱者責任者の設置が必要である。</p> <p>営業者の種類によって、取扱責任者の資格も異なる。</p> <p>業務上取扱者（届出対象者）にあつては、一般毒物劇物取扱者試験の合格者又は、これと同等以上の者とする事。</p>	<p>法第7条</p> <p>法第22条第4項</p> <p>法第8条</p> <p>法第22条第4項</p>
<p>II 構造設備</p>	<p>1. 外部との区画は適正か。</p> <p>2. 貯蔵設備の構造は適正か</p>	<p>保健衛生上の見地から、店舗等は住居部分との区画は明確にすること。</p> <p>1) 毒物又は劇物とその他の物を区分して貯蔵できる設備であること</p> <p>2) タンク、ドラム缶等の容器は、毒物、劇物が飛散、漏れ、しみ出るおそれのないものであること。</p> <p>3) 貯水池等容器を用いないで毒物劇物を貯蔵する設備は、内容物が地下にしみ込み又は流れ出るおそれのないものであること。</p> <p>4) 貯蔵設備には施錠設備があること。ただし、その場所に鍵をかけることができないものについては、その周囲に堅固なさくを設けること。</p> <p>5) 屋外タンク等については、関連の基準に基づいて指導すること。</p>	<p>法第5条</p> <p>規則第4条の4</p> <p>法第16条「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造設備基準」</p>

	3. 陳列場所の構造は適正か。	施錠設備を備えた構造であること。	法第5条 規則第4条の4
	4. 運搬用具の構造は適正か。	1) 運搬用具は毒物又は劇物が飛散し、漏れ又はしみ出るおそれがないか。 2) 輸送中の紛失又は転落等の防止措置が講じられているか。	法第5条 規則第4条の4
Ⅲ 管理、取扱い	1. 事故の起こらないよう、適切な措置が取られているか。	盗難、紛失、飛散、漏れ、流れ、しみ出ることのないよう適切な措置を講じているか。 ア) 店頭に放置したり、他の物と一緒に保管したり、届出をした場所以外に保管していないか。 イ) 特定毒物は慎重に扱われているか。 ウ) 届出のある保管設備が、取扱い量に比べ狭い場合には、設備の改善が必要となる。	法第11条 法第22条第4項 法第22条第5項 令第38条
	2. 事故の際の措置を把握しているか。	1) 毒物劇物又は政令で定める物による事故が発生した場合にとるべき対応を充分把握しているか。また、発生した場合の措置は適切であったか。 ア) 事故の発生後直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出ること。 イ) 保健衛生上の危害防止のための応急措置を関連の基準等により平素から把握していること。 2) 毒物又は劇物が盗難、紛失にあった場合の対応を把握しているか。また、盗難、紛失時の措置は適切であったか。 ア) 盗難、紛失時は、直ちに警察署に届け出ること。 イ) 平素から毒物、劇物の在庫管理を徹底し、あわせて、盗難、紛失時には保健所へも連絡するよう指導すること。	法第16条の2 法第22条第4項 法第22条第5項 令第38条 「毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準」

	<p>3. 販売する毒物、劇物は適正か。</p> <p>4. 飲食物容器の使用禁止</p> <p>5. 廃棄</p> <p>6. 運搬等</p>	<p>販売業の種類に応じた毒物劇物が取り扱われているか。</p> <p>毒物、劇物の容器として、通常使用されている飲食物容器の使用は禁止されている。 全ての毒物、劇物について、その容器として飲食物容器を使用することのないよう指導すること。</p> <p>1) 何人も政令に定める方法によらず、下記の物を廃棄することは禁止されている。 ア) 毒物、劇物 イ) 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（1 ppm以下を除く） ウ) 塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（10倍希釈でpH2.0～12.0を除く）</p> <p>2) シアン廃水の処理は適切か。 ア) シアン除去のための廃液処理設備があるか。処理設備がなければ、希釈、貯留槽設置等の措置を講じているか。 イ) 廃液中のシアン含有量は1 ppm以下か。 ウ) 毎日、午前、午後の2回廃液検査をし、記録するよう指導すること。</p> <p>毒物、劇物の運搬には常に事故の発生等の危険が想定される。定められた基準に合っているか、毒物劇物の種類、量、運搬方法等確認のうえ点検のこと。</p>	<p>法第4条の3 規則第4条の2 規則第4条の3</p> <p>法第11条第4項 規則第11条の4 法第22条第4項 法第22条第5項</p> <p>法第15条の2 令第40条 「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準」</p> <p>法第11条第2項 令第38条</p> <p>法第16条 令各条</p>
--	--	--	---

<p>IV 譲渡、交付</p>	<p>1. 所定の手続きにより交付しているか。</p> <p>2. 引火性等のある劇物の譲渡交付手続きは適正か。</p>	<p>1) 営業者間の販売、授与時には、次の事項が書面に記載されているか。</p> <p>ア) 毒物又は劇物の名称及び数量</p> <p>イ) 販売又は授与の年月日</p> <p>ウ) 譲受人の氏名、職業、住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>2) 営業者以外に販売、授与する場合には、前項ア)、イ)、ウ)を記載した書面に押印した書面の提出を受けているか。</p> <p>1) 次の劇物を交付する際には、運転免許証、身分証明書等により、相手の氏名、住所を確認しているか。</p> <p>ア) 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（30%以上）</p> <p>イ) 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（35%以上）</p> <p>ウ) ナトリウム</p> <p>エ) ピクリン酸</p> <p>2) 前項の確認にあたっては、帳簿を作成し、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>ア) 交付した劇物の名称</p> <p>イ) 交付の年月日</p> <p>ウ) 交付を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>法第14条第1項</p> <p>法第14条第2項、第3項</p> <p>規則第12条の2</p> <p>規則第12条の2の2</p> <p>規則第12条の2の3</p> <p>法第3条の4</p> <p>法第15条第2項</p> <p>令第32条の3</p> <p>規則第12条の2の6</p> <p>法第15条第3項</p> <p>規則第12条の3</p>
-----------------	---	--	--

	<p>3. 書面、帳簿は保存されているか。</p> <p>4. 交付の制限の規定は守られているか。</p>	<p>1-1)、2)、2-2)の書面、帳簿は5年間保存されているか。</p> <p>交付とは実際に渡すことであるが、次の者に対して毒物劇物を交付することは禁止されている。</p> <p>ア) 年齢18歳未満の者</p> <p>イ) 心身の機能の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ウ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</p>	<p>法第14条第4項 法第15条第4項</p> <p>法第15条第1項 規則第4条の7 規則第12条の2 の5</p>
<p>V 表示等</p>	<p>1. 貯蔵、陳列場所の表示。</p> <p>2. 容器、被包の表示は適正か。</p> <p>3. 不正表示品がないか。</p>	<p>貯蔵、陳列場所には次の表示がされているか。</p> <p>ア) 「医薬用外」の文字、毒物については「毒物」、劇物については、「劇物」の文字</p> <p>イ) 色彩の指定はないが、法第12条第1項の規定に基づいて表示するよう指導すること。</p> <p>ウ) 表示が明瞭になされているか。</p> <p>毒物、劇物の容器、被包には次の表示がされているか。</p> <p>ア) 「医薬用外」の文字</p> <p>イ) 毒物については、赤字に白色をもって「毒物」の文字 劇物については、白地に赤色をもって「劇物」の文字</p> <p>容器、被包に次の表示のない毒物、劇物を販売、授与していないか。</p> <p>ア) 毒物又は劇物の名称</p>	<p>法第12条第3項 法第22条第4項 法第22条第5項</p> <p>法第12条第1項 法第22条第4項 法第22条第5項</p> <p>法第12条第2項 規則第11条の5 規則第11条の6</p>

	4. 着色	<p>イ) 毒物又は劇物の成分及びその含量（内容量）</p> <p>ロ) 有機燐化合物及びこれを含有する製剤たる毒物及び劇物の場合は、その解毒剤の名称（二ーピリジルアルドキシムメチオダイド（別名PAM）の製剤及び硫酸アトロピンの製剤）</p> <p>エ) 製造業者、輸入業者の住所、氏名</p> <p>カ) 塩化水素又は硫酸を含有する薬剤（住宅用の洗浄剤で液体状のもの）については、取扱い及び使用上の注意</p> <p>キ) ジメチル-2・2 ジクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）を含有する薬剤（衣料用の防虫剤に限る。）については、取扱い及び使用上の注意</p> <p>ク) 分割販売した場合にはア)～カ)の他、その販売業者の住所、氏名、毒物劇物取扱責任者の氏名</p> <p>農業用の劇物は、あせにくい黒色で着色されているか。</p> <p>ア) 硫酸タリウム含有製剤たる劇物</p> <p>イ) 燐化亜鉛含有製剤たる劇物</p>	<p>法第13条</p> <p>令第39条</p> <p>規則第12条</p>
VI 登録、届出	<p>1. 業態に応じた登録がされているか。</p> <p>2. 業務上取扱者の届出がされているか。</p>	<p>1) 業態に応じた登録がされているか、登録票により確認すること。販売業については、流通経路の多様化から種々の形態があるので、登録の必要性の有無について充分検討すること。</p> <p>2) 登録更新を怠ると無登録営業となるので、登録票を見やすい場所に掲示し、常に登録期間を確認するよう指導すること。</p> <p>次の事業を行う者で、定められた毒物、劇物を取り扱う者は届出をしなければならない。</p> <p>ア 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤</p> <p>ア) 電気めっきを行う事業</p>	<p>法第4条</p> <p>法第22条</p> <p>令第41条</p> <p>令第42条</p> <p>規則第13条の6</p>

	<p>3. 毒物劇物取扱責任者設置の届出がされているか。</p> <p>4. 特定毒物研究者の許可を受けているか。</p> <p>5. 変更があった場合の手続きがされているか。</p>	<p>イ) 金属熱処理を行う事業</p> <p>イ 令別表第二に掲げる物 運送業（最大積載量が5 t以上の大型自動車に固定された容器を用い、または、内容積が四アルキル鉛含有製剤にあっては、200リットル以上、それ以外の毒物劇物にあっては1,000リットル以上の容器を大型自動車に積載して行うもの）</p> <p>ウ 砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤 しろありの防除を行う事業</p> <p>上記1、2の場合には、同時に毒物劇物取扱責任者設置届が必要となる。</p> <p>学術研究のため、特定毒物を製造、使用するには、千葉市保健所長の許可が必要となる。</p> <p>上記1～4について、登録、届出、許可事項に変更があった場合には、変更届が必要となる。</p>	<p>法第7条 法第22条第4項 規則第5条</p> <p>法第3条の2</p> <p>法第7条第3項 規則第5条 法第10条 規則第10条の2 規則第11条 法第22条第3項 規則第18条</p>
--	--	--	---

<p>VII 特定毒物</p>	<p>1. 特定毒物が取り扱われているか。</p> <p>2. 特定毒物の貯蔵庫</p> <p>3. 特定毒物の使用は政令に基づいて適正に行われているか。</p> <p>4. 使用後の器具等は適正に処理されているか。</p> <p>5. 使用後の空容器等の処理は適正か。</p>	<p>1) 特定毒物は、製造、輸入、販売、研究、使用等業態に応じた取扱いが定められている。</p> <p>2) 特定毒物は、品目ごとに使用者、用途、品質、着色、表示方法等が定められている。</p> <p>3) 加鉛ガソリンの販売業者は登録、届出は必要ないが、給油塔や容器に対する表示義務があるので注意すること。</p> <p>1) 貯蔵庫は特定毒物を保管するのに必要な面積があるか。又施設設備があり、堅固な構造であること。</p> <p>2) 貯蔵庫には、「医薬用外毒物」の表示があるか。</p> <p>3) 特定毒物の取扱いについても、漏れたり、しみ出たりしないように厳重に注意、管理しているか。</p> <p>1) 政令で定める用途、使用方法が守られているか。</p> <p>2) 使用者についても政令で定められている。</p> <p>使用した被服、器具等、特定毒物が附着し、またはそのおそれがあるものは、使用の都度保健衛生上の危害が生じないように処置しなければならない。</p> <p>1) 空容器は回収することとし、保健衛生上の危害が生ずるおそれのないように処理しなくてはならない。</p> <p>2) 防除の場合には、残品を個人が家庭に持ち帰ることのないよう管理させること。</p>	<p>法第3条の2</p> <p>令第1章～第5章</p> <p>令第9条第1項 令第9条第2項</p> <p>法22条第5項で準用する法第11条第1項 法第12条第3項 法第22条第5項で準用する第2項、第3項</p> <p>令第1章～第5章</p> <p>令第1章～第5章</p>
-----------------	---	--	--

	6. 特定毒物の出納は明確になっているか。	特定毒物の購入数量、使用数量、在庫数量を明確に把握するため出納簿を備え記載させるよう指導すること。	
--	-----------------------	---	--